

寒川町訓令第6号

庁 中 一 般

出先機関一般

寒川町特定個人情報等管理規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和5年3月31日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町特定個人情報等管理規程の一部を改正する訓令

寒川町特定個人情報等管理規程（平成27年寒川町訓令第7号）の一部を次のように改正する。

題名中「特定個人情報等」を「個人情報」に改める。

第1条中「個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）」を「個人情報」に改める。

第2条中「定義は、」の次に「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び」を加える。

第3条の見出し中「総括保護管理責任者」を「総括保護管理者」に改め、同条中「特定個人情報等」を「保有個人情報」に、「総括保護管理責任者」を「総括保護管理者」に、「もつて」を「もって」に改める。

第4条の見出し中「保護管理責任者」を「保護管理者」に改め、同条第1項中「特定個人情報等」を「保有個人情報」に、「保護管理責任者」を「保護管理者」に、「もつて」を「もって」に改め、同条第2項中「保護管理責任者」を「保護管理者」に、「が保有する特定個人情報等（以下「保有特定個人情報等」という。）」を「における保有個人情報」に改め、同条第3項中「保護管理責任者」を「保護管理者」に、「特定個人情報等」を「保有個人情報」に改める。

第5条中「保有特定個人情報等」を「保有個人情報」に、「もつて」を「もって」に改める。

第6条の見出し中「保有特定個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条中「総括保護管理責任者」を「総括保護管理者」に、「保有特定個人情報等」を「保有個人情報」に改める。

第7条第1項中「総括保護管理責任者」を「総括保護管理者」に、「特定個人情報等を取り扱う事務」を「保有個人情報を取り扱う事務」に、「特定個人情報等の保護」

を「個人情報の保護」に改め、同条第2項中「総括保護管理責任者」を「総括保護管理者」に、「保有特定個人情報等」を「保有個人情報」に改める。

第8条中「職員は、」の次に「個人情報保護法及び」を加え、「特定個人情報等に関連する」を「個人情報に関連する」に、「総括保護管理責任者並びに保護管理責任者」を「総括保護管理者並びに保護管理者」に、「特定個人情報等を」を「保有個人情報を」に改める。

第9条第1項中「保護管理責任者」を「保護管理者」に、「保有特定個人情報等」を「保有個人情報」に改め、同条第3項中「あつても」を「あつても」に、「保有特定個人情報等」を「保有個人情報」に、「ならない」を「ならず、アクセスは必要最小限としなければならない」に改める。

第10条中「保有特定個人情報等」を「保有個人情報」に、「あつても」を「あつても」に、「保護管理責任者」を「保護管理者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、保護管理者は、前項各号に掲げる行為を行うことができる場合を、当該保有個人情報の秘匿性等その内容（特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質、程度等のことをいう。以下同じ。）に応じ、必要最小限に限定するものとする。

第11条中「保有特定個人情報等」を「保有個人情報」に、「保護管理責任者」を「保護管理者」に改める。

第12条中「保護管理責任者」を「保護管理者」に、「保有特定個人情報等」を「保有個人情報」に改め、同条に次の1項を加える。

2 職員は、保有個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し、又は持ち出す場合において、パスワード、ICカード、生体情報等（以下「パスワード等」という。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

第14条から第17条までを削る。

第13条中「保有特定個人情報等」を「保有個人情報」に、「なつた」を「なった」に、「保護管理責任者」を「保護管理者」に改め、「消去」の次に「（以下「廃棄等」という。）」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、廃棄等を委託するときは、必要に応じて職員が廃棄等に立ち合い、又は廃棄等を証明する書類を受け取り、委託先において消去等が確実に行われていることを確認する。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（誤送信等の防止）

第13条 職員は、保有個人情報を含む電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）又は媒体の誤送信、誤送付、誤交付又は誤掲載を防止するため、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員において内容を確認し、又は別に定めるチェックリストを活用するものとする。

第18条の見出し中「保有特定個人情報等」を「保有個人情報」に改め、同条中「保護管理責任者は」を「保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて」に、「保有特定個人情報等」を「保有個人情報」に改め、同条を第15条とする。

第19条中「保護管理責任者」を「保護管理者」に、「特定個人情報等」を「保有個人情報」に、「し、物理的な安全管理措置を講ずる」を「するものとする」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保有個人情報が外国において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握したうえで、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第19条を第16条とする。

第20条中「保護管理責任者」を「保護管理者」に、「保有特定個人情報等」を「保有個人情報」に改め、同条を第17条とする。

第21条第1項中「保護管理責任者」を「保護管理者」に、「パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）」を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）」を「アクセス制御のため、保有個人情報（情報システムで取り扱うものに限る。以下次条から第27条まで及び第29条から第33条までにおいて同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、認証機能」に改め、「の保有特定個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。）へ」を削り、同条第2項中「保護管理責任者」を「保護管理者」に改め、同条を第18条とする。

第22条第1項中「保護管理責任者」を「保護管理者」に、「保有特定個人情報等」を「保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報」に改め、「状況を記録」の次に「（以下「アクセス記録」という。）」を加え、「当該記録（以下「アクセス記録」という。）」を「当該アクセス記録」に改め、同条第2項中「保護管理責任者」を「保護管理者」に改め、同条を第19条とする。

第23条中「保護管理責任者」を「保護管理者」に、「保有特定個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。）」を「保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報」に、「保有特定個人情報等が」を「保有個人情報が情報システムから」に改め、同条を第20条とする。

第24条中「保護管理責任者は」を「保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて」に改め、同条を第21条とする。

第25条中「保護管理責任者」を「保護管理者」に、「保有特定個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。）」を「保有個人情報」に改め、「防止するため、」の次に「ファイアウォールの設定による経路制御又は不正侵入防止システム及び不正侵入検知システムの導入による異常検知等の」を加え、同条を第22条とする。

第26条中「保護管理責任者」を「保護管理者」に、「保有特定個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。）」を「保有個人情報」に、「完成防止等」を「感染防止等（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）」に改め、同

条を第23条とする。

第27条中「保護管理責任者」を「保護管理者」に、「保有特定個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。）」を「保有個人情報」に改め、同条を第24条とし、同条の次に次の3条を加える。

（情報システムにおける保有個人情報の処理）

第25条 職員は、保有個人情報について、加工等の処理を行うため一時的に複製等を行う場合には、その対象を必要最小限とする。この場合において、加工等の処理が完了した後は、複製等した情報を速やかに消去するものとする。

2 保護管理者は、加工等の処理を行うため一時的に複製等を行った保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去の実施状況を重点的に確認する。

（暗号化）

第26条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の暗号化のために必要な措置を講じる。

2 職員は、処理する保有個人情報について、前項の規定に基づき、適切なパスワードの選択等適切に暗号化を行うものとする。

（記録機能を有する機器、媒体等の接続制限）

第27条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、記録機能を有する機器、媒体等を情報システム端末に接続するにあたり制限を設ける等の必要な措置を講じる。

第28条中「保有特定個人情報等」を「保有個人情報」に改める。

第29条中「保護管理責任者」を「保護管理者」に、「保有特定個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。）」を「保有個人情報」に改める。

第30条中「保護管理責任者」を「保護管理者」に、「保有特定個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。）」を「保有個人情報」に改める。

第31条中「保護管理責任者」を「保護管理者」に、「保有特定個人情報等」を「保

有個人情報」に改める。

第32条第1項中「保護管理責任者」を「保護管理者」に、「前条に規定する」を「前条の規定により限定された」に、「電子計算機を固定する等」を「電子計算機の固定、執務室の施錠等」に改め、同条第2項中「保護管理責任者」を「保護管理者」に改め、「前項に規定する」を削り、「、又は電子計算機を」を「、又は」に改める。

第33条中「保護管理責任者」を「保護管理者」に、「保有特定個人情報等」を「保有個人情報」に改め、「取り扱うときは」の次に「、」を加える。

第34条中「保護管理責任者」を「保護管理者」に、「保有特定個人情報等」を「保有個人情報」に改め、「定めるとともに、」の次に「情報システム室等への入退室の管理を行うため、」を、「立会い」の次に「若しくは監視設備による監視」を、「又は」の次に「外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持出しの制限若しくは」を、「施設」の次に「（以下「保管施設」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。
- 3 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、立入りに係る認証機能を設定するとともに、パスワード等の管理に関する規程の整備、パスワード等の読取防止等を行うため必要な措置を講ずる。

第35条を次のように改める。

（情報システム室等の管理）

第35条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置及び監視施設の設置等の措置を講ずる。

- 2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずる。

第41条を第43条とする。

第40条中「総括保護管理責任者及び保護管理責任者は、第38条」を「総括保護管理責任者及び保護管理者は、第40条」に、「特定個人情報等」を「保有個人情報」に改め、同条を第42条とする。

第39条中「保護管理責任者は」を「保護管理者は」に、「保有特定個人情報等」を「保有個人情報」に、「総括保護管理責任者」を「総括保護管理者」に改め、同条を第41条とする。

第38条中「保有特定個人情報等」を「保有個人情報の適切な管理を検証するため、この訓令に規定する措置の状況を含む保有個人情報」に、「総括保護管理責任者」を「総括保護管理者」に改め、同条を第40条とする。

第37条中「保護管理責任者」を「保護管理者」に改め、同条を第39条とする。

第36条第1項中「保有特定個人情報等」を「保有個人情報」に改め、「職員が」の次に「個人情報保護法、」を加え、「若しくは条例」を削り、「場合等に」を「場合等において」に、「知った」を「知った」に、「保護管理責任者」を「保護管理者」に改め、同条第2項中「保護管理責任者は」を「保護管理者は」に、「総括保護管理責任者」を「総括保護管理者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、被害の拡大防止又は復旧等のため直ちに行い得る措置については、情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した後、直ちに当該措置を行うものとする。

第36条第3項中「保護管理責任者は」を「保護管理者は」に、「総括保護管理責任者」を「総括保護管理者」に改め、同条第4項中「総括保護管理責任者」を「総括保護管理者」に改め、同条を第38条とし、第35条の次に次の2条を加える。

(保有個人情報の提供)

第36条 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号又は第4号の規定に基づき保有個人情報を提供する場合には、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について、提供先との間で書面（電磁的記録を含む。）を取り交わすものとする。

- 2 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号又は第4号の規定に基づき保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実施の調査を行い、措置状況を確認してその結果を記録し、必要に応じ改善要求等の措置を講ずる。

(業務の委託等)

第37条 個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、委託先において、個人情報保護法及び番号法に基づき町が講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認する。

- 2 個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、次に掲げる事項について契約書に明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

- (1) 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務
- (2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (4) 個人情報の安全管理措置に関する事項
- (5) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (6) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (7) 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- (8) 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における

委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）

- 3 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する個人情報の範囲を必要最小限としなければならない。
- 4 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先において、作業の管理体制及び実施体制、個人情報の管理状況等町が講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられているかについて、年1回実地検査又は書面により確認する。
- 5 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託した場合において、当該業務が再委託される場合は、委託先に第1項に規定する措置を講じさせるとともに、委託先又は町において前項に規定する措置を実施する。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降についても同様とする。

#### 附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。